第４　水噴霧消火設備等の技術基準

**１　加圧送水装置**

加圧送水装置は，令第14条第５号，規則第16条第３項第３号（ホ，ヘを除

く。），規則第17条第２項及び平成９年消防庁告示第８号の規定並びに第２

屋内消火栓設備の技術基準２⑴，⑵ア，イ及び⑺によること。★

**２　水源等**

水源等は，令第14条第１項第４号，規則第16条第２項及び規則第17条第３

項の規定によるほか，第２屋内消火栓設備の技術基準３⑴ただし書き及び⑵

から⑸までによること。★

**３　放射区域**

放射区域は，規則第16条第３項第１号の規定によるほか，次によること。

１放射区域を1警戒区域とすること。◆

**４　配管等**

配管等は，規則第16条第３項第２号の２及び規則第16条第３項第３号ヘの

規定によるほか，第３スプリンクラー設備の技術基準Ⅰ３によること。★

**５　配線等**

第２屋内消火栓設備の技術基準５⑴及び⑵の規定を準用する。★

**６　非常電源**

第23非常電源設備の技術基準によること。★

**７　制御弁**

制御弁は，規則第16条第３項第４号の規定によるほか，第３スプリンクラ

ー設の技術基準Ⅰ５によること。★

**８　起動装置等**

起動装置等は，規則第16条第３項第３号ホの規定によるほか，次によるこ

と。

⑴　規則第16条第３項第３号ホ(イ)ただし書きの「火災時に直ちに手動式の起

動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合」

とは，第３スプリンクラー設備の技術基準Ⅰ１⑷アの規定を準用すること。

ア　閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放と連動する場合のヘッドの設置要

領は，第３スプリンクラー設備の技術基準Ⅱ３（⑷及び⑺から⑾を除く。）

及びⅢ１⑸アの規定を準用する。◆

イ　閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放と連動する場合，標示温度は79℃

未満のものとし，ヘッドの設置方法は次の表によること。◆



ウ　自動火災報知設備の感知器の作動と連動する場合の設置場所に適応す

る感知器の種別及び感知区域は，第10自動火災報知設備の技術基準２⑶

から⑺の規定を準用する。◆

⑵　手動式の起動装置は，第3スプリンクラー設備の技術基準Ⅰ１⑷ウによる

こと。

**９　送水口**

第３スプリンクラー設備の技術基準Ⅰ４に準じ，送水口を設置すること。

　★

**10　凍結防止**

第２屋内消火栓設備の技術基準７の規定を準用する。◆

**11　総合操作盤**

第25の２総合操作盤の技術基準によること。

